

公共下水道に

異物は流さない

わたしたちの、豊かな水環境を保全するためにも…

川の汚れの約8割が、生活で使った水が原因といわれています。使用した水を処理場に集め、科学的・衛生的に処理し、きれいで安全な水にして川や海に戻すのが下水道の役目です。

下水道管の詰まりや、汚水中継ポンプ場への異物流入が増加しています。

下水道管や排水設備が詰まったときの修理には、時間と費用がかかります。また、汚水中継ポンプ場の機械にも負担をかけ、時には損傷を与えてしまいます。より安心して使用するために、つぎのことに注意してください。

①食用油や野菜くず

油は下水道管に流れ込むと冷えて固まり、詰まりの原因になります。

②トイレトーパー以外の紙

ティッシュペーパー、紙おむつ、脱脂綿などは水に溶けないため、詰まりの原因になります。トイレではトイレトーパー以外の紙は使わないでください。また、タバコの吸い殻、ガムなども絶対に流さないでください。

③髪の毛

髪の毛など糸状のものは、下水道管のつなぎ目に引っ掛かったり、ほかの汚物と絡んだりして詰まりの原因になります。排水口に目皿などをおいて、髪の毛が流れないようにしてください。

④雨水

市が整備している公共下水道は「分流水」と言い、汚水のみを処理できるようになっています。雨水の流入で、汚水が逆流してトイレなどが使用できなくなったり、マンホールから汚水が溢れ出すこともあります。

・汚水マスのふたが壊れている場合は、早急に修理をお願いします。
・配管に誤りがある場合は、至急改善してください。
・故意に雨水を流入させた場合、罰せられることがあります。

公共下水道に 早期接続を

10月末日現在、市街化区域面積の約68・0%（約390・39ヘクタール）の区域で公共下水道が利用できます。今後も生活環境改善のため、公共下水道の整備・促進にみなさんのご理解、ご協力をお願いします。

公共下水道は、みなさんが利用して初めて、その機能と効力を発揮できるものです。

公共下水道を利用できる区域内に建物を所有し、まだ接続していない人は、接続換えをお願いします。

悪質業者に ご注意ください

市内で宅地内排水設備の点検・清掃が義務付けられているような内容で、清掃などを請け負う業者が見受けられます。各家庭の排水設備の点検・清掃は、個人の責任で行うものであり、義務付けられたものではありませんので、ご注意ください。

問合せ 下水道課 ☎(47)3340・FAX(48)0120

農業所得収支内訳書 事前作成会



問合せ 税務課 ☎(43)1111 内線 4402
FAX(43)1125

▼新型コロナウイルス感染予防対策

会場に入る際には、検温、マスクの着用・手指消毒にご協力をお願いします。

▼持ち物

領収書、出荷伝票、筆記用具、電卓、固定資産税額が分かるもの（納税通知書および課税資産明細書）
※持参資料に基づき、収支内訳書をご自身で作成していただきますので、事前に領収書などの計算をお願いします。

▼事前作成会日程

令和4年中に農業収入がある人のうち、ご自身で農業所得収支内訳書の作成が困難な人を対象に事前作成会を開催します。
ご自身で作成が可能な人は、参加をご遠慮いただきますよう、お願いします。

開催日 / 12月20日(火)
午前の部 / 午前9時～11時
午後の部 / 午後1時30分～3時30分
場所 / ウェルス幸手2階研修室

※対象地区以外の時間帯でも、参加することができます。

対象地区	
午前	大字幸手、内国府間、千塚、円藤内、松石、高須賀、外国府間、吉野、吉野1丁目、神扇、平野、中野、長間、栄、香日向1～4丁目、中1～5丁目、北1～3丁目、南1～3丁目、東1～5丁目、西1・2丁目、緑台1・2丁目、権現堂、中川崎、下川崎、上高野、上高野1丁目、神明内、天神島、天神島1丁目、平須賀、平須賀1・2丁目
午後	惣新田、細野、西関宿、花島、中島、槇野地、戸島、戸島1・2丁目、上吉羽、木立、下宇和田、上宇和田、下吉羽

▼収支内訳書について

収支内訳書は、所得申告の際に必要なになりますので、事前に作成しておいてください。
※収支内訳書および参考資料は、市役所税務課・ウェルス幸手・コミュニティセンターで配布しています。

秋の火災予防運動

11月9日(水) ～ 11月15日(火) は全国一斉

2022年度全国統一防火標語

▼住宅防火「命を守る10のポイント」

◎4つの習慣

- ①寝たばこは、絶対にやめる。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③コンロを使うときは火のそばをはなれない。
- ④コンセントは清掃し、不要なプラグは抜く。



◎6つの対策

- ①ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防炎品を使用する。
- ④消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

▼住宅用火災警報器の訪問調査について

幸手消防署では、住宅用火災警報器の設置状況を把握するため、消防職員が訪問調査を実施します。調査はインターホン越しなどによる簡単な聞き取り方式となりますので、ご協力をお願いします。



▼住宅火災の主な出火原因

◆コンロ

住宅火災における出火原因で多いのはコンロです。コンロの使用時にその場所を離れる時は、必ず火を消すことを心掛けましょう。また、周囲には燃えやすい物を置かないことが大切です。

◆たばこ

寝たばこや消したつもりたばこによる火災が多く発生しています。寝たばこは、絶対にしない、灰皿には水を入れるなどの対応、心掛けが大切です。

◆放火・放火の疑い

放火を予防・防止するためには、家の周囲に燃えやすい物を放置せず、整理整頓することが大切です。また、防犯灯を設置するなどし、放火されにくい環境をつくりましょう。

◆ストーブ

ストーブに布団などが接触することによる火災が発生しております。ストーブの周囲には物を置かないようにしましょう。

問合せ 埼玉東部消防組合幸手消防署 ☎(42)91119